

国保だより

国民健康保険税の税率が改定されました

健全な国保財政運営のために、後期高齢者支援金等課税額および介護納付金課税額の税率が次のとおり改定されました。その他の税率はこれまでどおりです。平成29年度の納税通知書は7月中旬に送付する予定です。

■後期高齢者支援金等課税額		■介護納付金課税額		
	(改定前)	(改定後)	(改定前)	(改定後)
◎所得割	2.2%	→ 2.4%	◎所得割	1.8% → 2.2%
◎均等割	6,000円	→ 7,000円	◎均等割	7,500円 → 8,500円
◎平等割	5,000円	→ 8,000円	◎平等割	5,900円 → 6,400円

低所得者に係る軽減の拡充が行われました

○地方税法施行令の改正により、以下のとおり改定されました。

低所得者の国保税の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げが行われ、判定基準は以下のとおりとなりました。

5割軽減判定基準額＝基礎控除額(33万円)**+27万円**[改定前:26.5万円]×被保険者数(※)

2割軽減判定基準額＝基礎控除額(33万円)**+49万円**[改定前:48万円]×被保険者数(※)

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療に移行した被保険者も含まれます。

非自発的失業者の国民健康保険税の軽減について

倒産・解雇などで離職された非自発的失業者の方の国保税が軽減される制度があります。軽減を受けるためには、申請が必要です。

- 対象者／次の全てに該当する方
 - ①雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者と認定された方
 - ②失業時に65歳未満の方
 - ③平成24年3月31日以降に失業された方
- 軽減額／該当者の前年中の給与所得を100分の30とみなして、国保税を計算します。
- 軽減期間／離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで。
例えば、離職日が平成29年5月31日の場合は、平成29年6月から平成31年3月までが軽減期間となります。
※軽減は平成24年度以降の国保税が対象
- 確認方法／雇用保険受給資格者証の「離職理由」欄の理由コードにより判定します。
- 申請に必要なもの／雇用保険受給資格者証、印鑑

お問い合わせは 市民課国保係 (☎880-6555) まで

住民票の写し等に係る本人通知制度について

(平成26年7月1日より制度導入中)

更新も
お忘れなく!



- 制度適用期間、登録の更新・変更・廃止について
 - ◎制度の適用期間は登録日の翌日から3年間です。
 - ◎引き続き登録を希望する方は、更新の手続きが必要です。
更新の手続きは、適用期間満了日の1カ月前から行うことができます。
 - ◎住所などに異動があった場合は、住民票などの異動届とは別に、本人通知制度の変更届が必要です。
 - ◎登録者が死亡や居所不明により、住民票などが削除された場合は、適用期間内であっても登録を抹消します。
- 登録申請時に必要なもの
 - ◎運転免許証など本人確認ができる書類
 - ◎印鑑(認め印可)
- *代理人による登録申請や、郵送による登録申請を希望する方は、別途必要な書類などがありますので、事前にお問い合わせください。
- 登録できる方
 - ◎南国市の住民基本台帳(除票を含む)に記載されている方
 - ◎南国市の戸籍(除籍を含む)に記載(記載)されている方

■本人通知制度とは
「事前に登録した方」の住民票や戸籍の附票の写し、戸籍謄抄本を、第三者に交付した場合に、交付した事実について登録者本人に通知する制度です。不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的としています。
*制度が利用できるのは、登録した方に限ります。同一の住民票などに記載のある方でも、登録していなければ対象となりません。

※登録・更新申請、お問い合わせは、市民課市民係 (☎880-6574) まで

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

◆平成29年4月分からの年金額について

平成29年4月分(6月15日支払分)からの年金額は、法律の規定で、平成28年度より0.1%引き下げになります。

老齢基礎年金の額は**779,300円**(月額64,941円)です。ただし、保険料を納めた期間が不足している場合は減額されます。

改定後の年金額は、年金額改定通知書でお知らせします。年金額改定通知書は、年金振込通知書といっしょになったハガキ(※)で、平成29年6月上旬に、順次送付します。

※2つ以上の年金を受けている方など、通知書が2枚以上になる年金受給者の方へは、封書で送付します。

◆年金受給資格期間の短縮

平成29年8月から、年金を受給するために必要な資格期間が10年になります。

■問い合わせ 南国年金事務所 ☎864-1111
(自動音声案内①→②を押してください。お客様相談室に繋がります。)